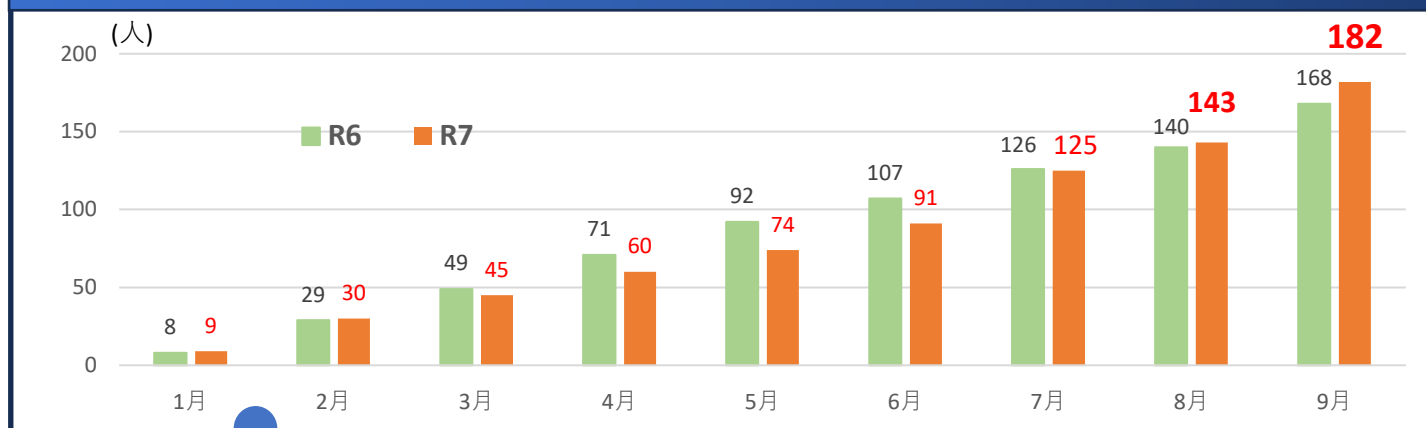
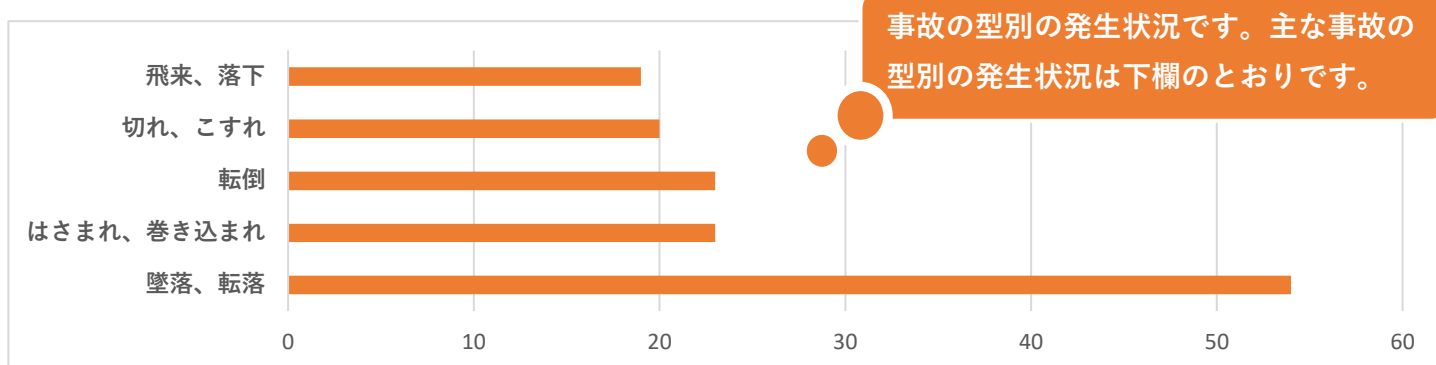


建設業の労働災害が増加しています



岡山労働局管内における令和7年の建設業の労働災害（休業4日以上）は、上半期においては前年と比べ減少していたものの、下半期に増加に転じ、9月末時点で182件と、前年同期と比べ14件の増加となりました。建設業における労働災害の増加に歯止めをかけるため、更なる対策の推進をお願いいたします。



墜落、転落災害

令和7年9月末時点での建設業における労働災害について、依然として「墜落、転落災害」が最も多く発生（29％）しています。

○2 m以上の墜落、転落災害では「屋根、はり、もや、けた等」からの墜落防止措置が不備であったものが多く、ビル屋上の防水工事作業中、9 m墜落し、1名が亡くなっています（事例1）。屋根材の踏み抜き（スレート等）による災害も発生しており、明り取り用の樹脂製屋根板の踏み抜きにより、1名が亡くなっています。（事例2）

○2 m未満の墜落、転落災害は、脚立作業による安全確認の不備によるものが多く発生しています。



はさまれ、巻き込まれ災害

建設機械のクローラに足をはさまれる等、建設機械との接触防止措置が不備であったもの、トラックのあおりに指をはさまれる等の安全確認が不備であった災害が発生しています。

転倒災害

転倒災害の原因で多いものの順は、①床面でつまづいたもの②床面で滑ったもの③段差を踏み外したもの④足がもつれたもの、です。転倒要因の設備の改善、作業方法の改善、転倒予防の体力チェック、体力に合わせた身体機能向上が転倒防止につながります。

切れ、こすれ災害

金属・木材等の加工用機械の刃で指を切る等、機械との接触防止措置の不備であったもの、材料・用具の取扱中における安全確認不備によるもので発生しています。

飛来、落下災害

材料の受け渡し中の落下、2名で共同運搬中の物の落下、単独での運搬中の物の落下、荷卸し中の荷の落下の順で多く発生しており、ハンマーでの打撃、バールでのこね作業中に部材の飛来による負傷も発生しています。重量の確認、作業方法、保護具の使用、安全確認が防止措置に繋がります。

